

公共施設の緑化の推進に関する手続要綱 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（手続のみなし規定）</p> <p>第8条 一の公共建築物について、公共緑化協議申出者が同時に条例第9条第1項の規定による緑化協議（以下「緑化協議」という。）又は都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第29条第1項の規定による都市緑地法（昭和48年法律第72号）第35条、第36条の規定、地区計画条例第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請（以下「適合証明申請」という。）を行い、かつ、当該緑化協議（緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準（以下「条例第9条の基準」という。）第9条の規定の適用を受けた場合を除く。）又は適合証明申請において、条例第4条の基準第4条に規定する別表に定められた公共建築物の緑化率を満たしている場合（公共緑化協議が同基準第7条の規定の適用を受けた場合を除く。）は、第4条から前条までの手続を行ったものとみなすことができる。</p>	<p>（手続のみなし規定）</p> <p>第8条 一の公共建築物について、公共緑化協議申出者が同時に条例第9条第1項の規定による緑化協議（以下「緑化協議」という。）又は都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第42条第1項の規定による都市緑地法（昭和48年法律第72号）第35条、第36条の規定、地区計画条例第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請（以下「適合証明申請」という。）を行い、かつ、当該緑化協議（緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準（以下「条例第9条の基準」という。）第9条の規定の適用を受けた場合を除く。）又は適合証明申請において、条例第4条の基準第4条に規定する別表に定められた公共建築物の緑化率を満たしている場合（公共緑化協議が同基準第7条の規定の適用を受けた場合を除く。）は、第4条から前条までの手続を行ったものとみなすことができる。</p>
<p>（新規）</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年12月20日から施行する。</u></p>